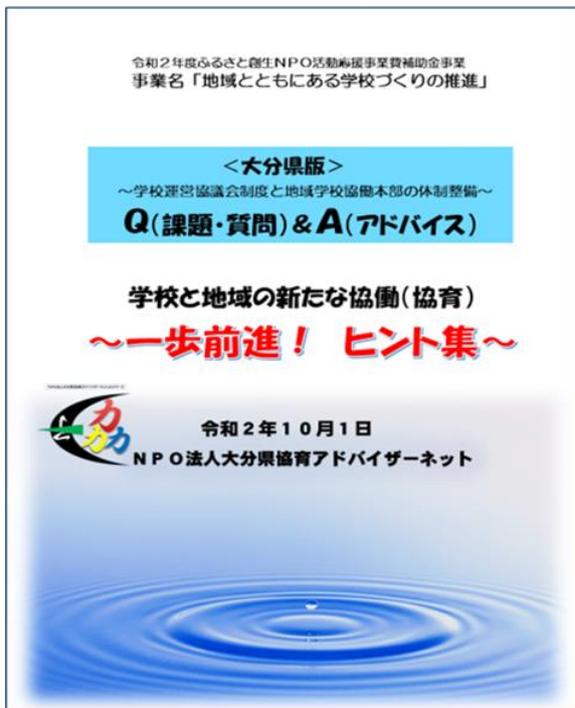


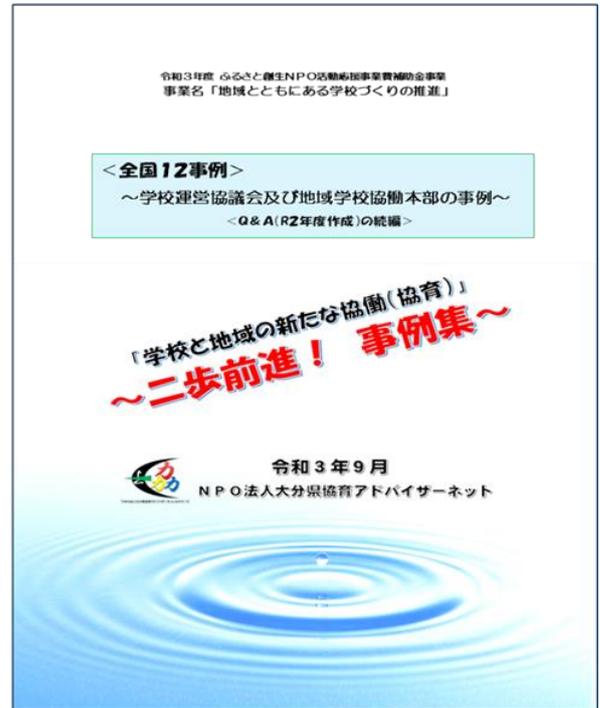
令和2年度・令和3年度大分県ふるさと創生NPO活動応援事業補助金事業
事業名：「地域とともにある学校づくりの推進」

「学校と地域の新たな協働（協育）」 資料集の概要編

一年次作成「Q&A資料集」（令和2年）
＜基礎編＞



二年次作成事例集（令和3年）
＜Q&A(R2年度作成)の続編＞



※Q&A資料「一歩前進！ヒント集」及び、事例資料「二歩前進！事例集」は当法人のホームページに掲載しています。

令和4年2月
NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク

< 目 次 >

「学校と地域の新たな協働（協育）」資料集の概要	3～
-------------------------	----

<基礎編「一歩前進！ヒント集」に関する目次>

1. 地域学校協働活動の推進について	5～
項目1. 首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること	
項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を、中学校区等で取り組む場合の留意事項に関すること	
2. 学校運営協議会制度の導入について	6～
項目3. 学校運営協議会制度がめざす活動に関すること	
項目4. 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること	
項目5. 学校運営協議会の役割である「学校運営の基本方針を承認する」ことについての重要性と責任等に関すること	
項目6. 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について（略）意見を述べることができる。」に関すること	
項目7. コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること	
項目8. コミュニティ・スクール導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること	
3. 地域学校協働本部の体制整備について	12～
項目9. 「学校支援地域本部」や「学校応援団」の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の体制整備と役割に関すること	
項目10. 地域学校協働本部の活動の充実によって期待できる効果に関すること	
4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について	13～
項目11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること	
項目12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員等の各種コーディネーター）の情報の共有に関すること	
項目13. 市町村における予算確保に関すること	

<事例編「二歩前進！事例集」に関する目次>

課題①地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組事例	15～
☆福岡県春日市教育委員会～子どもを育む「共育」基盤の形成を目指して～<概要編には未掲載>	
☆東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～	
課題② 教職員の働き改革への学校運営協議会の対応事例	17～
☆新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会～中学校区の地域学園運営協議会の取組～	
☆埼玉県ふじみ野市立大井小学校学校運営協議会 ～「ASN（あさひスクールネットワーク）スタンダード」による働き方改革の取組～<概要編には未掲載>	
☆宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～	
課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組事例	21～
☆新潟県上越市立春日新田小学校学校運営協議会～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組～	
☆岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会～前任校の取組を現任校で発展した「よりしま学」の取組～	
☆大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～	
課題④ コロナ禍の中での学校運営協議会の取組事例	27～
☆神奈川県厚木市立鷺尾小学校学校運営協議会～学校運営協議会と学校の意識の共有によるコロナ禍への対応～	
☆岐阜県白川村白川郷学園学校運営協議会～コロナ禍の中で出来る学校運営協議会の活動～<概要編に未掲載>	
課題⑤ コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化の取組事例	29～
☆奈良県奈良市教育委員会地域教育課～地域教育協議会（中学校区）の活動～<概要編には未掲載>	
☆大分県別府市教育部社会教育課～令和2年度からの「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の取組～	

「学校と地域の新たな協働（協育）」資料集の概要

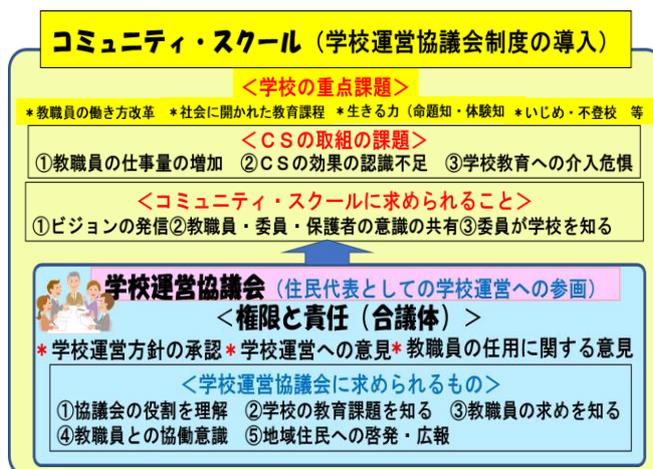
多様化、複雑化する学校教育における様々な課題を背負い込みながら日常の教育活動に汗水流し、悩みを抱えている教職員は少なくありません。メンタル面の不安定な教職員の増加や若者の教師志向の減少等も顕著であると報告されています。そうした中、教職員がゆとりと夢をもって子どもに向き合える教育環境を作って「教職員の心的、時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上」と「地域とともにある学校づくり」のための1つの方策として「学校運営協議会制度」が導入されたと理解しています。加えて、大人社会の再構築をとおした地域社会づくりの施策として推進されています。そこで、その取組の資料として令和2年度に本法人が作成した資料集と、令和3年度に作成した事例集の概要について示します。

＜Q & A資料「一步前進！ ヒント集」の概要（令和2年度作成）＞

「地域学校協働活動」とは、地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されます。加えて、地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を図ります。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指します。

1. 学校運営協議会制度について

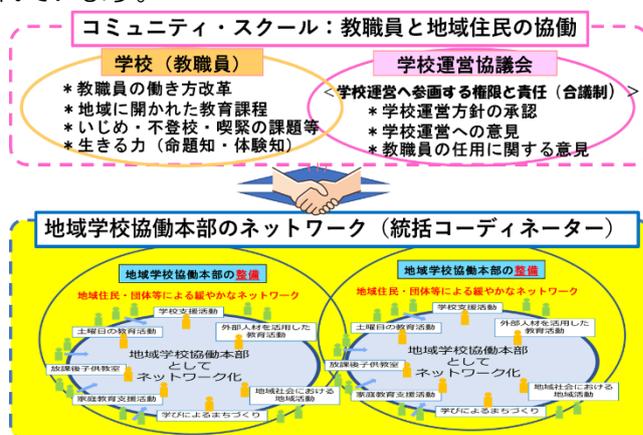
右図に示すように、教職員がゆとりを持って子どもと向き合うための働き方改革、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策や急に発生する喫緊の課題、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上などの、学校だけでは対応が困難な多種多様な課題をかかえています。学校運営協議会は、そうした様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校教育に反映させるなど、地域住民の代表として学校運営に参画するための機能が求められています。加えて、学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。



2. 地域学校協働本部について

地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワークづくりを行う地域学校協働本部の役割が重要であり、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを実践的に行う組織体制が重要になります。（右図）

このため、統括コーディネーターを中心としたコーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。



<事例集「二歩前進！ 事例集」の概要（本事例集：令和3年度作成）>

本事例集は、前述した「Q&A資料」をベースにして、地域学校協働活動の両輪となる2つの施策について具体的な取組事例を掲載した資料集を作成することとしました。1つは「学校運営協議会の活動」であり、2つ目は、「地域学校協働本部のコーディネートシステム」についてです。しかし、ただ単に「～～している。」という事例ではなく、「学校教育の課題対応についてどう取り組んでいるか。」という視点から、以下に述べる課題に焦点を当てて事例を掲載することとしました。しかし、紹介する事例が単に素晴らしい取組というだけでなく、「そうした観点もあるのか！」「その視点も大事だよな！」といった、二歩目の前身の参考にしていただきたい事例を掲載しました。

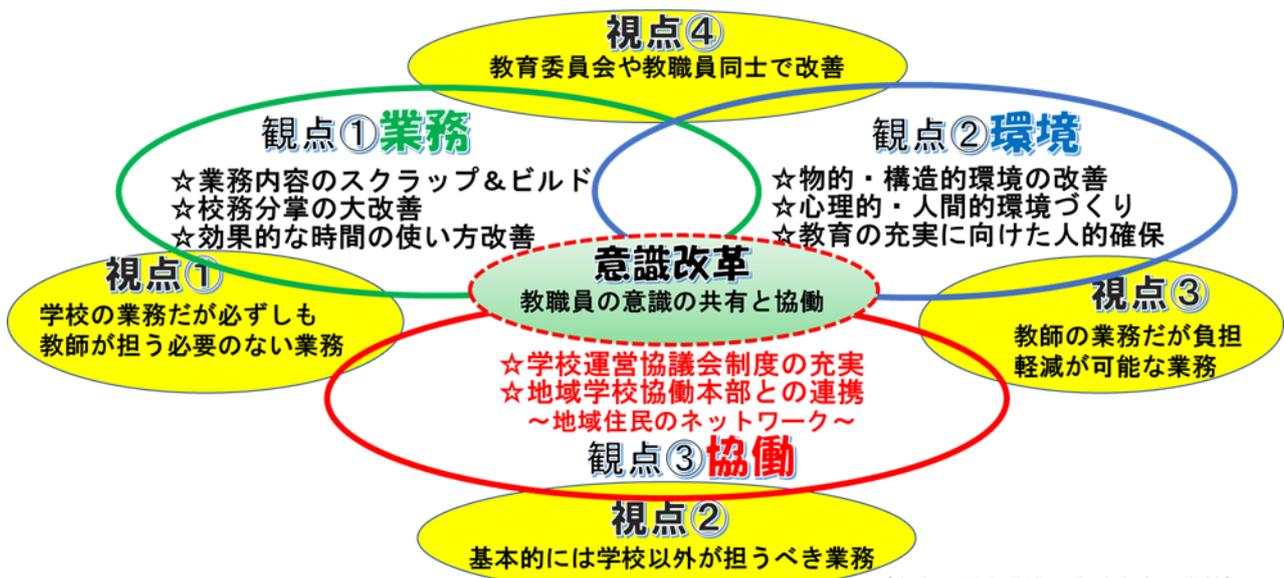
1. 事例集作成の基本的な考え方

前述したように、今、学校教育に求められているものは「教職員の心的、時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上」と考えます。そのための施策として「学校運営協議会制度の導入」による、地域とともにある学校づくりと、その学校と地域をつなぐ「地域学校協働本部の整備」であり、その両輪の一体的な推進が求められています。具体的には下図に示すように「心的・時間的なゆとりから生まれる教育の質の向上」を、「教職員の働き改革」を支援する「学校運営協議会の役割」と「地域学校本部の整備」という観点から考えることとしました。

教職員が「心的・時間的なゆとりから生まれる教育の質の向上」を目指すには、教職員自身が主体的に取り組む改善方策として「観点①業務」で例示した教育課程の見直しが必要です。また、「観点②環境」で例示した物的・人的の整備や人間関係づくりについては最も重要な取組であり、この2つの観点は、「視点④」で示したように教育委員会と学校とが情報を共有しつつ推進するべき観点です。

「観点③協働」で例示した学校運営協議会制度の充実と地域学校協働本部との連携が、地域とともにある学校づくりの基盤となる観点です。その際、学校が主体的に取り組むべき「観点①業務」の改善に関する理解を、保護者や地域住民にどう理解し、共有していただくかも重要です。よってこの「観点③協働」の取組が、教職員の意識改革による「地域とともにある学校」を実現する重要な観点と考えられます。この「観点③協働」の取組が「視点②」を中心として、「視点①」と「視点③」の取組を実現できるものと考えられます。よって本事例集は下図の「観点③協働」を中心に全国の取組事例を紹介することとしました。

心的・時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上を目指す 「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進 ～「働き方改革」の3つの観点と4つの視点～



(参考：岡山県浅口市鴨方東小学校)

基礎編 「一歩前進！ヒント集」

1. 地域学校協働活動の推進について

項目1. 首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること

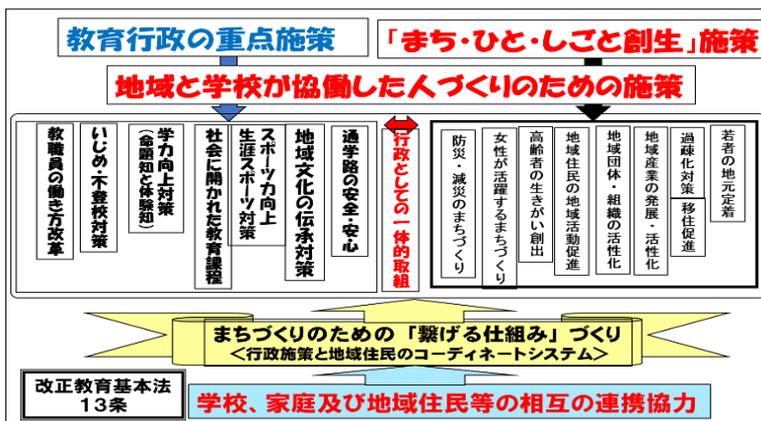
Q1 なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか

A

☆図に示すように、自治体では地方創生の施策として「まち・ひと・しごと創生」の施策が求められ、各自治体で取り組まれています。

☆「人づくり」の基礎となる学校教育の重要性はもとより、将来のまちづくりを担う青少年の育成は自治体としての重要な施策です。

☆首長部局の施策と教育行政の施策を重ねてみると、青少年対象にしても、地域住民対象にしてもベクトルを同じ方向に向けている施策がいくつか見えてきます。そこから教育のあり方や予算の確保等の検討を試みることも重要な入り口と思います。

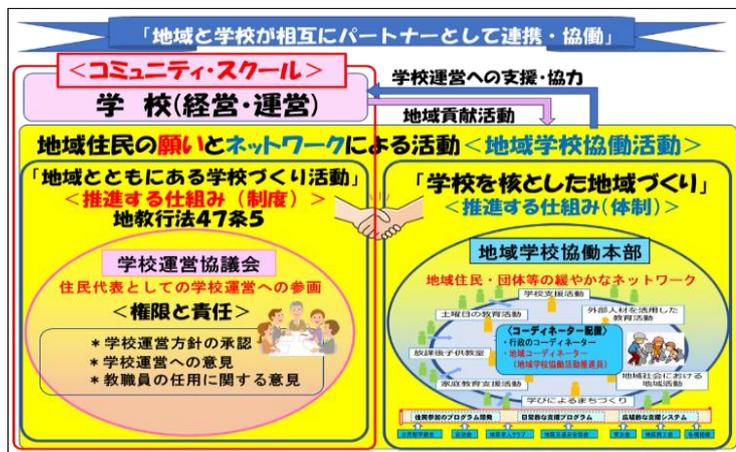


Q2 なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

A

☆図の赤枠で囲んでいる「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、上段のピックアップ色で示した学校教育は校長による学校経営と運営によって教育活動が行われます。

☆学校運営等に関する一定の権限や責任を担う学校運営協議会は地域住民等の代表であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように地域学校協働活動(本部)の役割とも連携・協働するシステムですので、2つのシステムの日常的な情報の共有と連携が必要なのです。



項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を、小学校を含む中学校区等で取り組む場合の留意事項に関すること

Q3 中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとはどういうことですか

A

☆学校運営協議会の設置は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。)47条5(※1)1項において学校ごとに設置することとなっていますが、但し書きとして、「二以上の学校においても密接な連携を図る必要がある場合には、一の学校運営協議会を置くことができる」となっています。

☆具体的には、小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働シス

テムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有などの設置理由を明確にしておく必要があります。

☆義務教育9年の学びの充実・実現をするためには、教育課程だけでなく、子どもたちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要があります。そこで、保護者や地域住民と子どもたちの義務教育9年について、膝をつき合わせて協議する場として、学校運営協議会を設置する必要があることへの理解を得ることが重要です。

(※) 平成16年に制定された時点では47条6でしたが、令和元年度に47条の3の規定が削除されたために、令和2年4月から47条5に変更されました。

Q4 中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか

A

☆県内7自治体が、中学校区に複数校を担当する学校運営協議会を設置しており「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、各学校の運営方針の承認、承認したことへの責任を果たすための参画の仕方について明確にしておく必要があります。

☆学校運営協議会の委員の任命についても、学校長は各学校区にある組織・団体からどう選任するかの検討も必要で、小学校と中学校との打ち合わせが必要です。

Q5 中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組をどう進めたらいいのですか

A

☆県内7自治体が中学校区や教育委員会内に地域学校協働本部を整備していますが、小学校と中学校の生活エリアが重なることなどから、今後整備していく場合は、学校毎がいいのか、中学校区等に整備するのがいいのかについて検討する必要があります。

☆ネットワークの対象としては、首長部局の管轄にもなりますが、自治会や文化伝承団体、老人クラブ、商店街組織、郵便局、地域消防団等に加えて、青少年健全育成組織、青年団、地域婦人会、読みきかせサークル、スポーツサークルなどの一定のエリアでの地域活動を目的とした組織団体等が考えられます。

☆その他、学校運営協議会の設置との関係や、地域に組織されている行政の取組、これまでの学校支援の発展的な取組などの検討が必要になります。

2. 学校運営協議会制度の導入について

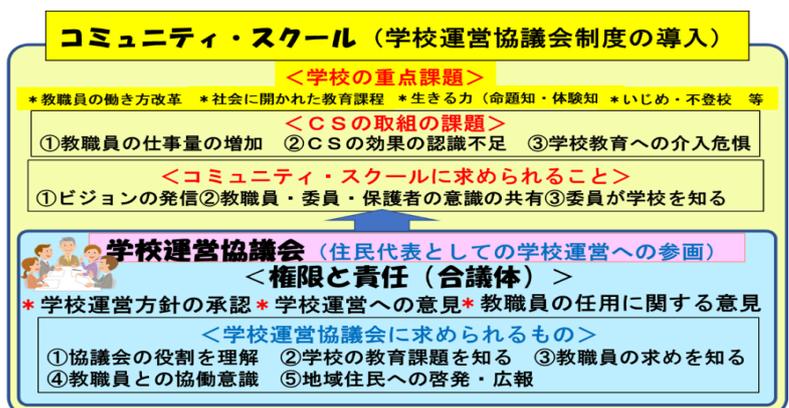
項目3. 学校運営協議会制度がめざす活動に関すること

Q1 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

A

☆学校運営協議会の設置は、令和2年度現在では「地教法」47条5において、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校に設置する努力義務となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「学校運営の基本方針の承認」「学校運営への意見」「教職



員の任用への意見」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。
☆その他の「予算等への意見」「地域学校協働本部との連携や広報活動」及び「日常の活動」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

Q2 学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

A ☆Q1 の図に示したように、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

Q3 学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

A ☆Q1 の図に示したように、学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める地域学校協働本部との協働を推進する機能が求められています。

☆さらに「地教行法」47条5に規定された一定の権限と責任を果たすという機能も求められています。

Q4 なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか

A ☆学校運営協議会制度は地域からの押しつけや監視ではないこと、学校教育のゆとりと充実のための制度あることを教職員が理解することから始まります。

☆学校運営協議会制度の目的は、学校だけでは対応できない教育課題の対応や地域住民の願いを学校教育に反映させることが目的です。日常的な教育活動を行っている教職員の理解が得られないことには、学校運営協議会の機能が発揮されないこととなります。

☆学校運営協議会委員が、学校だけでは対応できない教育課題を理解するためには教育活動の見学や情報交換、同じテーブルでの熟議等が不可欠です。

Q5 なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか

A ☆学校運営協議会制度は、これまでの「校長の求めに応じて意見を言う」学校評議員制度とは違い、一定の権限と責任をもって学校教育課題について協議し、学校教育の運営に参画していく「合議制」の制度です。

☆言い換えれば、地域住民の代表として学校運営に責任を持つ立場にあることを認識した上での一定の権限と責任について理解し、会議だけに参加する委員ではなく、日常的な活動も積極的に関わる委員になっていただく必要があります。

項目4. 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること

Q6 なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

A ☆学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命することと規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

☆4つの分野としては、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認められた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。加えて、平成29年の「地教行法」47条6の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者（NPOや学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は社会教育法でその趣旨を規定し、学校運営協議会の委員に任命することが求められます。

☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な4つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「1号議員、2号議員・…」のような仕組みを参考にしてみてもいいでしょうか。

Q7 教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項はどんなことですか

A ☆教職員の任命は、学校運営協議会委員の任命に関する4に規定されている「その他当該教育委員会が必要と認める者」に該当する学識経験者等の分野に該当し、学校運営協議会の設置の目的に必要と教育委員会が認めた者とされます。よって、必要に応じて校長及び教諭を学校運営協議会委員に任命することができますが、学校運営協議会の役割と権限を鑑みて一定の規定等が必要と考えられます。

☆学校運営協議会が「合議制」の組織であることから、校長は学校経営の責任者として、地域の委員と同様に学校の立場から意見を述べるとともに、学校運営協議会で議論されたことについて、当該校の教育への還元が求められます。ただし、校長本人の任用等に関する事項等については一定の配慮が必要と考えられます。

☆当該校にとって重要な専門的分野等における教員を学校運営協議会の委員に任命する場合は、その専門的な分野等における委員としての役割を認識して意見を述べるとともに、校長と協力して当該校の教育への還元が求められます。その際、公務員としての上司（校長）の監督下にあることから、「合議体」の一員として、「地教行法」47条5の4項、6項、7項の規定については一定の配慮が必要と考えられます。

Q8 学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合がありますが、その際の配慮事項はどんなことですか

A ☆校長は委員の選任に当たって、学校運営の基本的な方針に基づく日常的な学校運営への必要な支援に関して有効な人材を選任する必要があります。その際、小中学校間の重複がおきる場合がありますが、依頼する組織団体等への適切な説明が必要になります。

☆商工会や自治会など、1つの組織団体から小学校と中学校の委員になる場合は、特定の人が両方の委員になる例や、学校の求める内容によって違う人材を推薦するなどの例がありますので、学校としての考え方をしっかり説明する必要があると考えられます。

項目5. 学校運営協議会の役割である「学校運営の基本方針を承認する」ことについての重要性和責任等に関すること

Q9 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか

A ☆「学校運営の基本方針の承認事項」については、「学校の運営に関する、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条5）と規定されており、このことを踏まえて市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要があると考えられます。

☆「学校運営の基本方針の承認事項」に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、全ての学校で共通の取組が可能になることや、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。大分県の現状では、資料4に示すように、統一した様式や内容を学校長に示している自治体は7自治体に止まっています。

☆学校運営協議会が承認する「学校運営の基本方針」については、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、学校教育法第37条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者はあくまでも校長であり、地域と学校は対等の立場で相互にパートナーであることが前提となることを押さえる必要があります。

Q10 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか

A

☆「学校運営の基本方針を承認した」ことにより、教職員との熟議等を行いながら、学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆その責任を果たすために、教職員や地域の関係者等とともに協働活動を明確にするとともに、日常の学校運営に地域住民が参加して協働した活動を行うことを推進する役割があります。

☆校長は「学校運営の基本方針を承認された」こと責任から、マネージメント力を発揮して、校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営を行うことが求められます。

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した学校運営の基本方針の承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして成案を得るように努めることが求められます。学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善を行うことなどが想定されます。

☆これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。よって、新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ想いで日々の教育活動を進めていくことをめざしています。

Q11

なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか

A

☆学校運営協議会は、地域の代表者として学校運営の責任者である校長と「対等な立場」で協議することが必要です。

☆学校は学習指導要領という法律で教育活動が行われますが、そのための学校運営の責任者は校長であるため、それまでに築かれた「社会に開かれた教育課程」の運営が校長によって変わることは、これまでの活動が崩壊し、地域の信頼をなくすこととなります。

☆新校長の学校運営はこれまでの学校運営を基盤にした、より豊かな学校教育が期待されるはずで

項目6. 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について（略）意見を述べることができる。」に関すること

Q12

「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨は何ですか

A

☆「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の課題解決や特色ある学校づくり等の教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです。

☆学校運営協議会は、学校運営の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（採用、昇任、転任）に関して、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。

☆校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。校長は日頃より学校運営協議会に対し、学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要になります。

☆どのような事項について意見の対象とするか教育委員会規則で定めることができるとされています。

Q13

なぜ、「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか

A

☆制度実施の当初は、学校運営協議会制度の導入にあたって、校長の具申権を越えるものであるという反発から、この制度の導入が拒否され、「〇〇版コミュニティ・スクール」という自治体独自の規則で取組を始めた自治体も多くあります。

☆教職員の人事に関することについては、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

☆実際に教職員の任用については、学校長の具申権との関係など、教職員に不安を招いてきたことは事実です。

☆教育委員会においてこのようなことがないように、各自治体が学校運営協議会制度を有効に活用するために、平成29年度に「地教行法」47条5の規定の一部を改正しました。その後については、市町村の定める規定によって行われており、大きな問題となったという情報はありません。

☆学校運営協議会委員や教職員がこのような趣旨を理解し、規定を有効に活用することが大切です。

項目7. コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること

Q14 全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか

☆学校現場の課題である、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施など、学校だけでは対応が困難な大きな課題について、地域とともに子どもを育てる制度であることを全教職員が認識する必要があります。

☆学校運営協議会の活動が充実することによって、地域住民や保護者からのクレームが減少したこと、地域の方々からの支援・協力が簡単に得られるようになったことなど、「ゆとり」が生まれたという報告も多くあります。

Q15 学校運営協議会の関係者評価とはどんな内容ですか

☆現在、全ての学校において教育目標の設定と取組及びその教育成果の評価が求められており、教職員が行う「自己評価」と、保護者、地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が行う「学校関係者評価」の2つがあります。

☆学校関係者評価は、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本にして行うものです。

☆学校運営協議会が行う際には「学校評価」にならないことが必要です。

<参考：文部科学省資料>

学校関係者評価とは、平成19年6月の学校教育法42条の4規定を受けて、平成19年10月に学校教育法施行規則を改正し、学校が自ら行った「自己評価」の評価結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促すために、当該学校の関係者が行う評価であり、学校関係者の学校への理解促進と連携協力により、学校運営の改善を図ることを目的としています。

Q16 コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか

☆地域学校協働本部は、これまでの学校支援や学校応援団という発想からさらに進んで、学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める役割があることを周知する必要があります。

☆そのためにはコーディネーター個人の活動ではなく「コーディネートチームである地域学校協働本部」という発想、各地域学校協働本部のネットワークによる活動といった発想が必要となります。

Q17 教職員や学校運営協議会委員に対する定期的な研修ではどんな内容が必要ですか

☆学校運営は前年度の学校評価やPDCAサイクルの評価によって改善されますので、その「チェック」を基にした新年度の学校運営を理解する必要があります。学校では自己評価を毎年行っており、その成果が生かされることが必要です。

☆教職員の異動、学校運営協議会委員の交代は毎年考えられます。学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性については毎年確認する必要があります。

☆特に、教育委員会の方針の変化や追加、その年の重要施策に関しては、年度当初に両者が共有する必要があります。

項目8. コミュニティ・スクール導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること

Q18 コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

A

☆文部科学省等の資料にはコミュニティ・スクールの導入時のための資料がたくさんあります。大分県では導入未定が1自治体ですが、17自治体では全て導入が始められ、全公立小中学校へも11自治体で導入済みです。

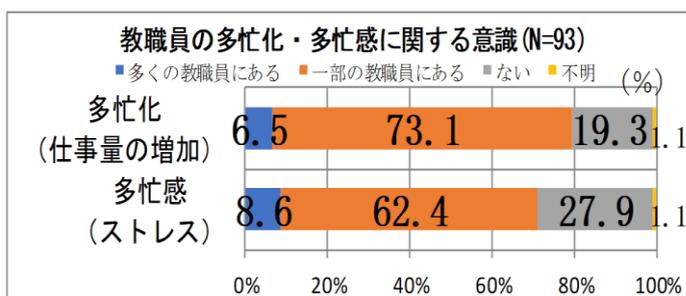
☆学校運営は、学習指導要領に従って、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が行われており、当該校での効果を整理して、次年度に継続、改善する取組が必要でしょう。

☆全国のコミュニティ・スクール導入の143校の児童生徒の視点からの成果との相関関係は「教職員の意識の共有・協働」が高い優位な関係があることが分かっています。(大分大学高等教育開発センター資料)

Q19 コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加(多忙化)を感じている教職員はどれくらいいますか

A

多忙化についての全国調査



☆「仕事量の増加(多忙化)とストレス(多忙感)」についての全国調査の図について、茶色が示すように、多忙化・多忙感は学校運営協議会を担当する一部の教員であることがわかりました。

☆少しですが、青で示した「多くの教員を感じる」という背景は、学校運営協議会が学校に要望をするものの、日常的には教職員が対応せざるをえない状況を作っている現状があることもわかりました。

☆教員全体では90%以上の教職員が「多忙化・多忙感はない」と回答があり、その理由は学校運営協議会や地域学校協働本部が機能している場合と、学校運営協議会を設置したものの、これまでの「学校評議員」と変わらない「意見を述べる」だけで学校運営には変化がないことなどが考えられます。

Q20 教職員が、仕事量の増加(多忙化)やストレス(多忙感)を乗り越えて、主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか

A

☆「多忙化」等につながっているのは何かを教職員自身が「思う」だけで、具体的なことについて整理できていないことが感じられます。

☆そこで、多忙化への対応としては下記の4つの視点に整理できると思います。

- *これまでの教育活動や様々な業務の精選
 - *コミュニティ・スクール運営のための役割分担や運営システム改善
 - *コミュニティ・スクール運営の業務が勤務時間外に行われていることの検討
 - *指導者への依頼、急な日程変更等による外部人材への対応
- などについての見直しをしてみてもいいでしょうか。

☆また、「多忙感」への対応としては下記の3つの視点に整理できると思います。*成果が教職員に見えることにより意識の変化が生まれる

*教職員が地域となじみ、地域の学校という意識を生み出す

*コミュニティ・スクールは今の学校教育（教職員）に求められている学校教育の方策であることを教職員が活用する

などについての見直しをしてみてもいいでしょうか。

☆本当の「多忙化」「多忙感」を教職員自身で整理し、その多忙化の内容を教職員で分担することや、学校運営協議会が担うなどの整理が必要になります。

Q21 教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

A ☆学校運営協議会制度の導入時に、学校教育課題の概要を共有するためにいろんな角度からの自由な情報交換が必要で、それを基にしたコミュニティ・スクールの取組を整理することが必要でしょう。

☆その後は、大きなテーマではなく、学校評価を生かして、毎日の教育活動に必要な地域の人材や伝統文化等の情報交換など、教職員が困っていることから始めてはどうでしょうか。徐々に日常生活での困りごとや、地域からの提案等へと広げながら、中長期的に進める気持ちでいいと思います。

3. 地域学校協働本部の体制整備について

項目9. 「学校支援地域本部」や「学校応援団」の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の体制整備と役割に関すること

Q1 地域学校協働本部の体制整備とは、具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか

A ☆地域学校協働本部に必要なコーディネーターは次の4つの種類が考えられます。

*一定エリアの地域学校協働本部を統括するコーディネーター

*行政職員（社会教育主事や嘱託職員等）が、地域学校協働本部の役割を担うコーディネーター

*地域住民が地域学校協働本部の役割を担う一員として委嘱されたコーディネーター（地域学校協働活動推進員）

*その他の地域ボランティアコーディネーター

Q2 地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

A ☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。

☆特に地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

Q3 地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等はどうな効果があるのですか

A ☆地域学校協働活動を進める上で、既存の組織や活動はとても大切です。新しく地域のネットワークづくりを進めることは大変ですので、それぞれの組織団体の取組を連動させることによって、それぞれの組織団体の活動を生かし、活性化することとなります。

Q4 なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

A

☆「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知するとともに、学校運営協議会の委員としても活動するなど可能になります。このことによって、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

項目 10. 地域学校協働本部の活動の充実によって期待できる効果に関すること

Q5 地域学校協働本部の活動が充実することによって、学校教育へ期待できる効果はどんなことですか

A

☆これまでの学校支援本部事業や学校応援団の取組による学校教育への効果については文部科学省等の資料を参考にしてみてください。

☆地域学校協働本部は、学校運営協議会との連携・協働で活動を行うシステムですので、単に地域人材の紹介に止まりません。

☆地域住民のネットワークを活用した幅広い人材を学校運営全体の教育活動の充実につなぐとともに、地域住民の願いである「地域文化の継承」等と、学校教育がめざす「地域に開かれた教育」が可能になります。

Q6 地域学校協働本部の活動の充実によって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか

A

☆地域住民や組織団体が積極的に関わることによって、それぞれの組織団体の活動が他の組織団体とつながり、日常的な活動の活性化になること、地域住民が気軽に地域づくりへ参加できることや生きがいにつながることも期待されています。

Q7 地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容で、どの程度おこなえばいいのですか

A

☆複数の地域学校協働本部が設置された場合は、1つの地域学校協働本部の活動に止まらず、全ての本部が教育委員会の方針で活動する必要がありますので、統括コーディネーターを中心にして情報の共有が必要になります。

☆地域には中学校区をまたいだ活動をする組織団体もあります。また、それぞれの地域学校協働本部内には居ない人材等が他の地域に居る場合があります。さらに、他の本部での効果的な活動も多くあります。こうした情報の共有はコミュニティ・スクールの運営に非常に役に立ちます。

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

項目 11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

Q1 なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

A

<省略>

Q2 なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（各種コーディネーター）が合同で研修する必要があるのですか

A

☆学校運営協議会制度の導入についての教職員の理解、学校運営協議会委員への学校運営協議会の役割、コーディネーターへの地域学校協働本部の役割については全員へ周知する必要があります。

☆関係者が同じテーブルで情報交換することによって、それぞれの役割や日常的な活動、運営についての課題を共有することができ、相互の日常的な協働を促進することが可能になります。

項目 12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員等の各種コーディネーター）の情報の共有に関すること

Q3 なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）の3者が情報の共有をする必要があるのですか

A

☆日常的な地域住民との協働に取り組む教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知ることがウインウインの関係をつくります。

☆教職員が地域学校協働本部の活動を知ることによって、気軽に日常の学校教育活動への参加依頼が可能になります。

Q4 なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要があるのですか

A

☆＜再掲＞社会教育法の第9条7に追加された「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知しており、学校運営協議会の委員としても活動することから、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

☆地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にすることで、学校運営協議会で協議されたことと、地域住民の参加を拡大することにつながります。

Q5 地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織、地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

A

☆地域学校協働本部の体制整備については、公民館が本部の役割を担っている自治体や、既存の学校支援地域本部、学校応援団等の活動によって、学校と地域の連携・協働が行われているという地域も多くあります。また、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担っているというコミュニティ・スクールもあります。

☆全国的な事例もありますが、地域学校協働本部の整備が不可能な場合は、学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担うための機能を持たせるなどの体制もあります。

☆地域学校協働本部は地域住民のネットワークと日常的な活動のコーディネートを行うものであり、既存の青少年健全育成組織が担うことや、首長部局のまちづくり協議会等の部会に位置づけるなどの検討も必要ではないでしょうか。

☆その際、将来的に地域と学校と自治体の協働による、子どもの育成と大人社会の活性化という視点からの取組として定着していくことを目指す必要があります。

項目 13. 市町村における予算確保に関すること

Q6 補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか

A

<省略>

Q7 予算の確保のために、教育委員会が実施している既存の事業の統合や縮小、廃止等の見直しを行う場合、どんな事業を対象にすればいいのですか

A

<省略>

Q8 予算の確保のために、首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討すればいいのですか

A

<省略>

事例編「二歩前進！事例集」

課題① 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組 <東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会>

～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～

<学校運営協議会制度と地域学校協働本部のこれまでの経緯の概要>

杉並区立天沼小学校は、平成22年度からコミュニティ・スクールとしてスタートしました。これは、地域住民や保護者等が学校運営協議会を通して学校運営に参画し、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営にかかわることで、地域に開かれた信頼される学校づくり、特色ある学校づくりを推進する取組です。

学校運営協議会では、保護者・地域・学校が一体となって子どもたちの育成にあたっていきいたい話し合い、毎年、地域や保護者の皆様に子どもの育成に向けたテーマへの取組を呼びかけています。また、一年間の教育内容を分かりやすく発信する「天沼小がめざす教育のご紹介」を作成、配布して理解を求め、年度末には内容に応じた学校評価等を行って検証しています。このことにより、関係者の声を集めて、いつまでも変わらない本質的なことを学ぶ「不易」の教育と、時代の変化に対応する力をはぐくむ「進化」の教育とを、「特色ある教育活動」に位置づけ、推進しています。

特に「不易」の教育は、地域学校協働活動の中心的活動として位置づけ、地域学校協働本部「あまぬまワンダラーズ」とともに進めています。

<天沼小学校のコミュニティ・スクールの運営の概要>

学校運営協議会は月1回の定例会で協議を深めながら、保護者・地域・学校が一体となったよりよい教育環境づくりに取り組んでいます。

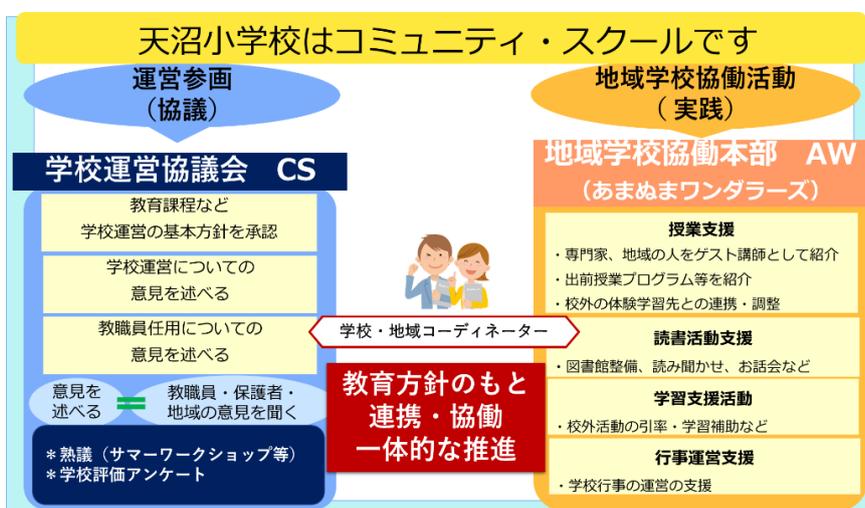
児童・保護者・地域関係者、教職員から、学校評価アンケートや熟議等で寄せられた評価・意見を反映させながら、「地域と共にある学校」として、学校運営や教育活動を充実させる取組を考えます。また、天沼小をより知っていただき、保護者、地域の人たち、学校をつなぐための広報資料の作成などを行っています。

地域学校協働本部は、学校、地域、保護者とのコミュニケーションを大切にしながら、様々な協働活動を行い、子どもたちが地域の大人たちと関わり、体験を通して学びへの意欲を高めていけるよう活動をしています。

学習にゲストティーチャーやサポーターをコーディネートして、多様な交流活動・体験活動を豊かに進めるとともに、安全・安心な教育活動となるように連携しています。

また、教育課程内の土曜授業では、「地域と共にある土曜日」の授業として、保護者・地域の人たちも学び合える取組を行います。

さらに、土曜日学校（あまぬまハッピーさたでい）や、放課後子ども教室（あまぬまハッピーくらぶ）など、学校教育活動外の体験・学習教室も、子どもたちにとって楽しく活動できるよう、場づくりを企画・運営しています。



＜地域とともにある学校づくりの具体的な取組＞

＜教員の働き方改革への対応＞

令和元年度に、学校運営協議会として学校運営・業務改善の両面から、日々の業務を行う教職員の声を聞き、その対応を協議するために教職員アンケートを行い、その後、この内容をもとに熟議（教職員・保護者・地域にて）を行い、教職員が何に対して負担と感じているかの聞き取りをしました。その際には、熟議のテーブルに学校運営協議会委員が1名ずつ入り、ファシリテートして聞き取りの結果を学校運営協議会で共有しました。学校内での対応の内容とともに、学校運営協議会で考える業務改善を進めるなどして、安心して効率化を考えて欲しいと発信することで、教職員は前向きに改善を考えていったように思います。

＜社会に開かれた教育課程や現代的教育課題への対応＞

地域との連携・協働により様々な協働活動を実施しています。学校運営協議会で学校方針に基づき地域学校協働活動の方針を協議してカリキュラムマネジメントを行い、それを地域学校協働本部のコーディネーターがコーディネートして実施しています。

「特色ある教育活動『不易』」にあたる、日本の伝統・文化理解教育、読書活動、キャリア教育は、地域の専門家、町会ネットワーク、商店会や地域団体等と協働して体系的に進めています。

日本の伝統・文化 理解教育

茶道、書道、華道、伝統和楽器、百人一首、昔遊び、紙すき、手描き友禅、折り紙、藍染めなど、地域の専門家をゲストティーチャーとしてお招きし、和の心を学ぶ体験学習をおこなっています。



読書活動

学校司書、ゲストティーチャーや保護者サポーターと連携をして、お話し会や朝の読み聞かせを運営。そして学校図書館整備活動の協力をしています。



キャリア教育

地域の交流を通して、社会を知り、将来への夢や希望、自分の得意分野を活かして前向きに生きていく意欲を育てています。



＜コーディネーターのネットワーク化・組織化＞

杉並区は各学校に地域学校協働本部が設置されており、各学校複数名のコーディネーターが活動しています。さらに「分区」という近隣5校程度のブロックがあります。学校内でのコーディネーター同士、「分区」でのネットワーク交流を図るため、SNSでの繋がりは欠かせません。困った時の相談等をし合うなどして、コーディネーター同士の協働の仕組みが出来ています。

＜学校運営協議会制度の成果と今後の方向性＞

【成果】

学校評価アンケートの結果（令和2年度）では、コミュニティ・スクールとしての学校運営に対して、83.2%の、地域学校協働本部との協働による教育活動の実施に対しては95.2%の肯定的意見をいただいております。教職員からはいずれも100%の肯定的意見となっています。今や、天沼小の教育活動においてはその存在が欠かせないものとなっています。

【今後の方向性】

学校・保護者・地域が協力し合って子どもたちを育てていくため、教育内容をより分かりやすく発信し、透明性を持って学校教育を進めていき、信頼された学校であるよう尽力していきます。

課題② 教職員の働き方改革への学校運営協議会の対応

＜新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会＞

～中学校区の地域学園運営協議会の取組～

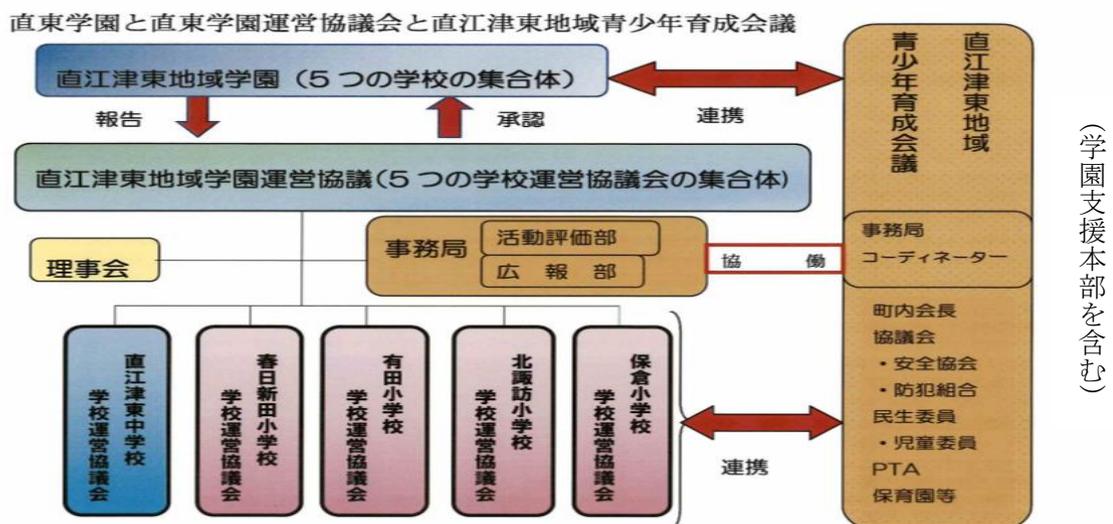
＜学校運営協議会制度のこれまでの取組の概要＞

上越市教育委員会による平成24年度からの市内全小・中学校コミュニティスクール導入に先行して、平成23年8月01日、直江津東地域の4小学校と1中学校は、直江津東中学校区内の各学校をコミュニティ・スクール（学校運営協議会）と位置づけることにしました。そして、直江津東中学校区内の小学校と1中学校（以下 学園という）の運営に関して上越市教育委員会及び学園内学校長の権限と責任の下、直江津東中学校区の地域住民及び学園保護者の学園運営への参画の促進や連携強化を進めるために「直江津東地域学園運営協議会」を設立しました。

これ以降、学園（5小・中学校）と地域住民、保護者等とが信頼関係を深め、一体となって学園運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいます。

学園運営協議会では、小4・中1の5校のキャリア教育の活動を主体的に行っており、財政的には、地域内の各種団体からの助成金や上越市の「地域活動支援事業」を活用しています。さらに、地域活動支援事業の、提案書・申請書・実績報告書作成事務、地域協議会でのヒアリング参加及び業者への支払い等の会計業務は、学校関係者（教頭、事務職員等）に頼ることなく、すべて学園運営協議会事務局が行っています。

＜直江津東地域学園運営協議会組織と取組の概要＞



「地域がつくる地域の学校は地域で支える」ことを趣旨として、地域住民、保護者が、学園内の5校の学校長と協力して学園を運営し、支える仕組みです。組織としては、意思決定機関である「学園運営協議会」とその決定事項を具体的に執行する「学園支援本部（青少年育成会議事務局）」からできています。

学園運営協議会のボードメンバーは、町内会、地域住民、保護者、学校長、学識経験者から構成され、各学校の学校運営協議会の活動とも連動しながら取り組んでいます。

学園支援本部は5つの学校をカバーする形で学園内に1つ設置しており、12人メンバーで構成されています。本部の役割は、活動の事業内容により、それを実行するに適切な構成員や支援組織（主に、青少年育成会議構成団体）に実行をお願いするなど、バックヤードとしての機能を果たすこととしています。そのために、メンバーは在住している学校の運営協議会の委員であり、青少年育成会議の事務局メンバーを兼ねています。月1回の、本部会（事務局会）で、情報の収集・交換・発信を行い活動にスピード感をもたらしています。

<学園としての各学校運営協議会の具体的な取組>

学園協議会では、教職員がこれまで担ってきた教育活動について、地域住民が協働することによって教職員がゆとりをもって子ども達と向かい合う時間の確保、地域とともにある学校運営を進めるために以下の方向性を確認して、それぞれの5つの学校の学校運営協議会と協働した活動を行っています。

1. 小・中キャリア教育支援のボランティア募集

教職員が児童に寄り添う時間を生み出すために、活動内容に応じて、ボランティア確保の要請が学校からある場合は、ボランティア募集を行います。例えば、自然体験活動（オリエンテーリング見守り、炊飯活動の手伝い、工作作業の手伝い等）の教職員の補助、文化祭のイベントの手伝い（裏方作業）を行っています。

2. 夏休み中の児童の学習に向けた関係団体との連携（公民館、退職教職員の会）

学校運営協議会で課題となった、夏休みの児童の学習援助については、既存の事業（公民館事業「夏休みこどものつどい」）とのコラボレーションや、退職教職員の会との連携（指導者として、退職教職員を依頼）などを行い、夏休み中の5日間の開催が実現しています。

3. PTA、学校後援会の安全・安心に関わる活動支援

PTA、学校後援会が設置していた、安全注意の看板作成についての事業は、これまで教職員が行っていましたが、これを地区内の交通安全・防犯協会の事業に変更するようにコーディネートしました。協会が必要数の取りまとめ及び業者への発注・支払い、設置を行うことで、教職員の事務の軽減が図れました。

<学園としての広域の取組による教職員の働き改革の成果と今後の方向性>

【成果】

1. 小・中キャリア教育支援のボランティア募集



定例的に実施しているボランティア活動（本の読み聞かせ、家庭科の授業支援）を中心に、学校の教育活動に必要なとされるボランティア人員の確保を行うことで、教職員が描いている教育活動への支援が図られています。これらの学園の活動に対して、保護者ボランティアも学校の要請に基づいて増加傾向にあります。

2. 夏休み中の児童の学習に向けた関係団体との連携（公民館、退職教職員の会）

公民館や退職教職員の会とのコーディネートを行うことと、運営を公民館と退職教職員の会のメンバーに委ねることで、教職員が直接関わる時間は発生しなくて運営できます。

☆令和3年度実績：参加児童は延べ100名、指導者は延べ17名と、多くの参加者があります。



3. PTA、学校後援会の安全・安心に関わる活動支援

地区内の交通安全・防犯協会に事業変更を依頼することで、関係町内会が率先して設置に当たってくれています。各種の事務や関係団体との連絡調整を教職員が関与せずに事業が行われていることで教職員の事務軽減が図られています。

【今後の方向性】

いずれの例も、学園地域支援本部がコーディネートすることで実現していますが、学園運営協議会、学校運営協議会内で、学校が担っている活動を、①教職員が行う活動、②教職員と協働して行う活動、③保護者が行う活動、④地域が行う活動に整理し、共有することが必要です。このことを受けて、実行に向けての課題を明らかにしながら課題解決に向けて、できる範囲で少しずつ歩みを進めることが今後に求められる方向です。

課題② 教職員の働き方改革への学校運営協議会の対応

＜宮崎県都城市立沖水中学校・学校運営協議会＞

～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～

＜学校運営協議会制度のこれまでの取組の概要＞

本校は平成25年度に学校運営協議会制度を導入しました。その意義は、学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が目標を共有し、一体となって子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにつながります。こうした地域とともにある学校づくりを進めていくために次の3点が強く求められています。

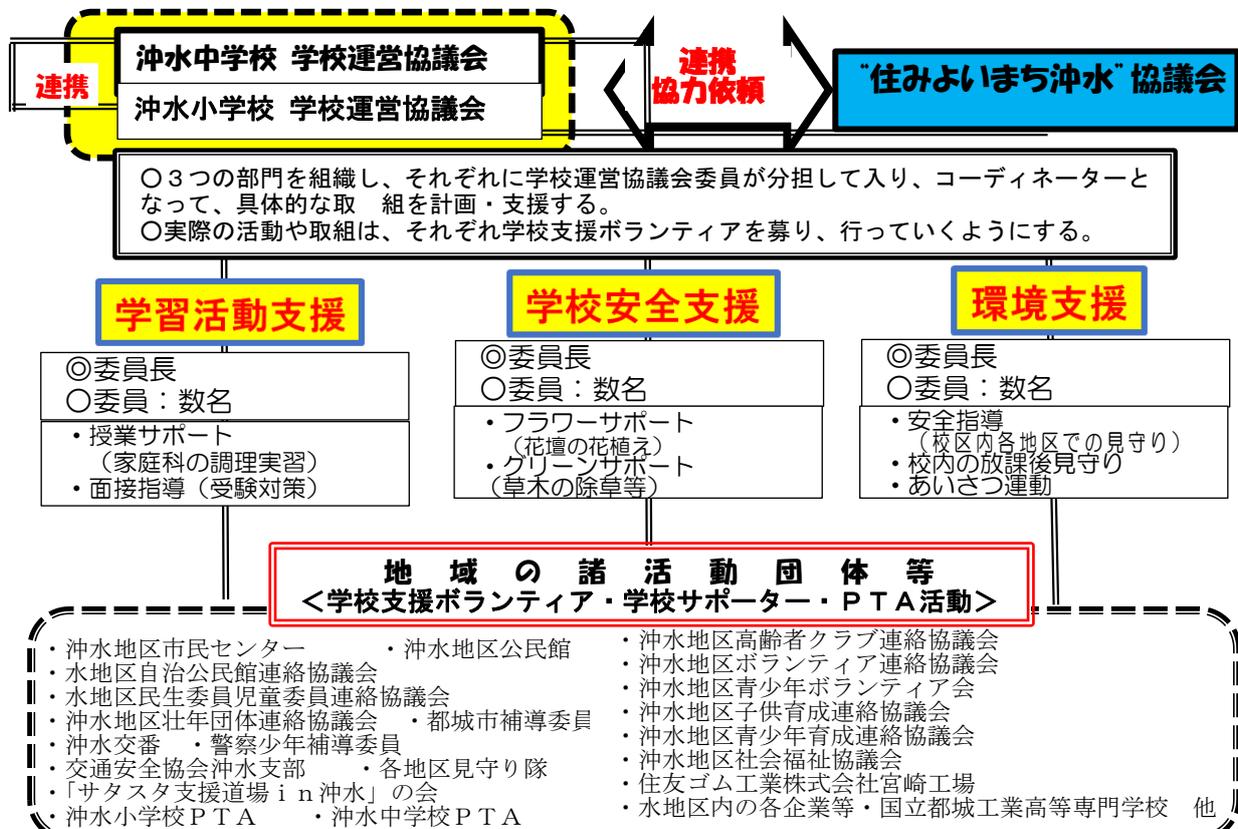
- ①学校と地域の人々が、みんなでよく考え、話し合っていくこと（熟議）
- ②同じ目標に向かって、一緒になって活動していくこと（協働）
- ③校長を中心に人をつなぎ、学校の組織としての力を上手く引き出すこと（学校のマネジメント）

令和2年3月に都城市教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン～教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるために～」の施策を策定し、市内の全ての公立学校での取組を進めています。施策の柱は、全ての学校での取組、教育委員会の主体的な取組、学校の工夫による独自の取組の3つになっていますが、学校運営協議会制度との関連では、

1. 全市一斉の取組として、家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化の取組について、通学路の安全確保や地域ボランティア等の協力の促進、児童生徒の歩道等に対する対応方法、学校徴収金の徴収・管理、地域学校協働活動推進員との連携体制等を推進する。
2. コミュニティ・スクールの推進によって、教職員が子どもと向かい合う時間を確保するために、学校運営協議会において、委員が当事者意識を高め、教職員の勤務実態などの課題の共有、地域や家庭が果たすべきものなどの役割分担や協働の取組などについて熟議を行う。

とし、本校では本市教育委員会のプランを受けて取組を行っています。

＜学校運営協議会の取組の概要＞



この図に示すような地域の多くの組織団体とのネットワークによって本校の教育課題への対応が可能になり、その事が教職員のゆとりをもたらしています。

<教職員の働き改革に向けた具体的な活動>

教職員の働き改革に繋がっている地域の方々の支援活動は学習支援と環境支援、安全支援の活動が中心です。以下に示す活動は学校運営協議会と学校との熟議等で検討されましたが、こうした活動が教職員の心のゆとりや時間的なゆとりを生んでいます。

1. 学校支援活動による教育課程の改善

(1) 学習支援

①授業サポートとして、1年生家庭科の調理実習の時間に地域の方々のサポートをいただいている。安全な作業と調理のコツなどを教えていただき、生徒も教師も大変充実した時間を過ごすことができました。

②面接指導は、学校運営協議会委員の方や地域の方々に、3年生の高校入試に向けて面接指導をしていただき、教師以外の人の面接ということで緊張して取り組み、大変貴重な体験となりました。

(2) 環境支援

・フラワーサポートとして、高齢者クラブの方々による花壇の花植えや手入れ等をしていただき、葉牡丹やひまわり、コスモス等、季節の花を植えていただきました。

(3) 学校安全支援

・スクールサポートは、水曜日の職員会議や職員研修の時間の校内見守りや部活動等の巡回、生徒の登下校時の見守り活動等も行っています。



<教職員の働き改革への成果と今後の方向性>

【成果】

地域の方々の支援や協働によって、これまで教員が多く時間を使っていたことの解消や、教員が持たない知識などによる質の高い教育活動を行うことができました。こうした活動は本校の体制図に示したように、地域の多くの組織団体とのネットワークによるものと考えています。

(1) 職員の負担の軽減

○花壇の花植えや植え替え、そして、その維持管理を定期的に行ってもらえるので、教職員の環境整備の負担軽減につながっています。

○家庭科の調理実習において、そのサポートをしてもらえることで、安心して生徒一人ひとりにきめ細やかな指導ができます。

(2) 生徒の安全面の配慮

○水曜日の放課後は、職員会を行っているが、その時間、生徒たちのみで部活動を行っているため、事故やトラブルが心配でしたが、スクールサポーターが見回りをしてもらえるということで、安心して会議を行うことができます。

(3) 学校運営協議会委員の構成

○各種のサポートに対して、その日程調整や人員の配置などを学校運営協議会委員が行うことにより、スムーズな調整が図られました。

○事務主査が学校運営協議会委員のメンバーに加わることで、教頭のサポートをすることができ、教頭の負担軽減につながりました。

【今後の方向性】

1. コロナ禍における取組

コロナ禍において、当初予定していた取組ができなかったため、今後、ICT活用など間接的な支援方法について検討を行い、取り組みたいと考えています。

2. 学校運営協議会委員の構成等

学校運営協議会委員については、学校区域以外や企業経営者から登用して新たな視点で取り組むことや、働き方の改善のために職員の要望の洗い出し等の取組を行いたいと考えています。

課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組 <新潟県上越市立春日新田小学校>

～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組～

<学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な取組>

平成21年度に、直江津東中学校区で地域青少年育成会議（地域学校協働本部）を設置しました。また、平成23年度に、直江津東中学校区にある5つの小・中学校に、学校運営協議会を導入しました。教職員や地域の皆様がとても熱心であり、当初から二つの組織が一体的に取り組む姿が見られ、学校や地域における教育の理念や様々な取組の情報が、地域に広がっています。

社会に開かれた教育課程の実践については、中央教育審議会答申（H28.12.21）で示された次の3点を重視して、目標や課題解決にせまるために学校・子ども・家庭・地域が何をすべきか、学校運営協議会で熟議し、様々な取組を行ってきました。

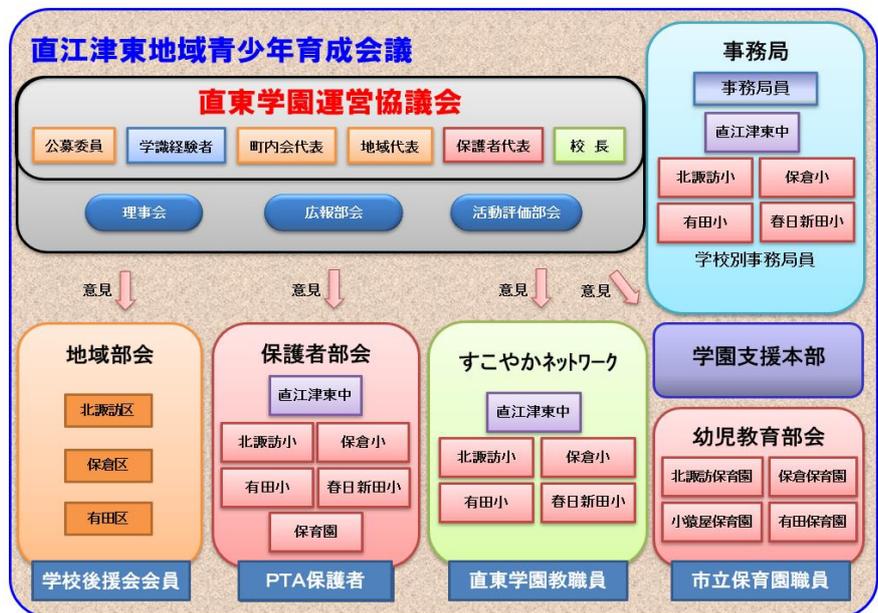
- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること

<取組の概要>

本地域の地域学校協働本部は、直江津東地域青少年育成会議と呼んでいます。ここに学校も含めていることから、各校の学校運営協議会の集合体である直東学園運営協議会も含まれ、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、一体的な取組をしています。

学校からの要請や学校運営協議会、直江津東地域青少年育成会議での協議結果を基に、学校や保育園の支援、家庭や地域ができることなどに取り組んでいます。

大学の附属学校や県立学校等に在学する本地域に住む子どもも皆、地域の子どもとして対象に含め、地域の行事等を通して育んでいます。



<地域（社会）に開かれた教育課程の具体的な活動>

前述の3点にかかわる取組について紹介をします。

- ①直東学園運営協議会を含む直江津東地域青少年育成会議では、直江津東地域で目指す子ども像と育みたい資質・能力を目標として設定しました。本校では、この目標も念頭に置いて自校の教育目標

を見直し、教育目標の実現に向けて教育課程の改善を図りました。

また、人間関係づくりや社会性を育むうえで、挨拶はとても重要です。本校では、どの子どもも明るく爽やかな挨拶ができるように、指導していました。さらに、子どもだけでなく、大人も気持ちよい挨拶ができ、明るい挨拶が飛び交う地域を創りたいと考えました。

これらの目標や地域ぐるみの挨拶については、学校だよりのほか、直江津東地域の住民や学校等に配布するたより「直東学園ニュース」で知らせ、理念や取組情報を共有化しています。

- ② 本校の教育目標は、右のように目指す子ども像と育みたい資質・能力で示しています。教職員は、各学年・学級の経営計画、各教科等のカリキュラム編成において、これらを意識し、地域コーディネーター等から地域の情報や助言を得るなどして作成しています。

上越市立春日新田小学校 教育目標

☆思いやりの心もち 協力し合う子 (共感性、社会性、人間関係形成力)	* () は育みたい 資質・能力
☆深く考え 工夫して学習に取り組む子 (意欲、思考力、判断力、表現力、主体的に学ぶ態度)	
☆進んで体をきたえ 自ら生活を築く子 (バランスのとれた体力、よりよい生活習慣を身に付ける態度)	

- ③ 本校の学校運営協議会では、教育目標や課題解決にせまるために、「学校がすること」「子どもがすること」「家庭がすること」「地域がすること」を、熟議を通して具体的に決めていきます。それを学校だけでなく、家庭や地域における日頃の取組につなげ、考え方の共有と行動連携をします。さらに、次の図のようにこれらの取組を評価し、具体的な改善策を考え、取組をさらに推進するようマネジメントします。すぐに成果を求めず、中長期的な見方に立って取り組みます。

- ④ 学校で進めた挨拶の取組は、学校運営協議会での熟議で下のように決め、家庭や地域を巻き込み、地域ぐるみで取り組んでいます。

<学校がすること>

- 登校時に登校班ごとに挨拶し合うことや来校者を含めお互いに元気な挨拶をする「あいさつ運動」を推進する。

<子どもがすること>

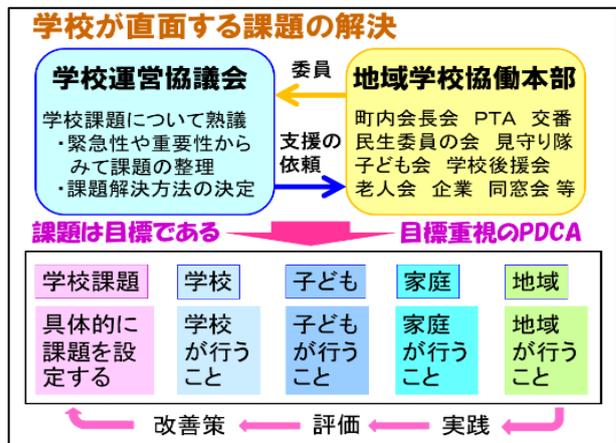
- 誰にでも自分から挨拶をする。

<家庭がすること>

- 親子の対話を大切にし、毎日挨拶をする。また、委員であるPTA会長が、会員に家庭でも挨拶をするよう話をします。

<地域がすること>

- 登下校の見守り時に、子どもと挨拶をする。また、学区内の町内会長が集まる会で、委員である町内会長がそれぞれのまちでも進んで挨拶するよう話をします。



<成果と今後の方向性>

<成果>

- 課題は、実践したから見えた成果であり、次の目標です。目標にせまるために、学校・子ども・家庭・地域が何をすべきか、具体的にすることで、取組や評価等がしやすくなりました。
- 学校と地域等が理念や価値ある取組情報を共有する方法は、実際の姿やその価値等をたよりだけでなく、HPでの掲載のほか、新聞やTVなどのマスコミの協力がとても有効でした。

<今後の方向性>

- 学校運営協議会や地域学校協働本部の後継者を探すことが難しいです。日頃から学校や地域の活動にかかわってくださる人に声かけをし、仲良くなることから始め、誘っていきます。
- 毎年、地域のことを知らない新たな教職員が異動してきます。年度当初の研修が大切であり、短時間で学べるプレゼンやこれまでの活動記録などを使って研修会ができるようにします。

課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組

＜岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会＞

～前任校の取組を現任校で発展した「よしま学」の取組～

＜学校運営協議会制度のこれまでの取組の概要＞

前任校である浅口市立鴨方東小学校で働き方改革とCSの一体化を目指して取り組み、会則（役割）の中にも「教職員の働き方に関すること」と明記し、職員の時間外勤務の状況や、運動会やとんど祭り等行事の縮小や改善、廃止について学校運営協議会に諮りつつコミュニティ・スクールとしての取組を行いました。

また、地域の方々に、不登校児童へ関わっていただいたり、これまで教員が行っていた生け花やワックスがけ等の環境整備を支援していただいたりすることで、教員の負担感の軽減や子どもと向き合う時間、教育活動の時間がうまれました。

地域と連携協働することそのものが、子どもの落ち着きや生徒指導の未然防止につながり、教員の負担感の軽減の一助になることが分かりました。

この取組を現任校である本校においても下図のような仕組みで継続し、地域に開かれた教育課程の作成と実践を行うために、学校運営協議会の協力をいただいて取り組んでいます。



＜よしま魅力化推進協議会の組織と取組の概要＞

寄島地区には公立の保育園・こども園、小学校、中学校が各1校園ずつ設置されており、以前より4校園で交流活動等を進めてまいりました。そういった経緯から、全体の呼称として、「寄島学園」と呼んでいます。令和2年度から、4校園の寄島学園コミュニティ・スクールとして活動をしています。また、寄島小学校では4つのプロジェクトチーム（学び・心と体・絆・ワークスタイル）を組織し、学び・心と体・絆の3チームが寄島学園CSの3部会と連動しています。本学校でのそれぞれの取組や課題に対して、CS部会で協議して実践に生かす仕組みとなっています。



＜よしま魅力化推進協議会の具体的な取組＞

【学校運営協議会の3部会の取組】

学校運営協議会の下部組織として、①学力に関すること②生徒指導や生活習慣に関すること③学校支援ボランティアや体験活動、交流活動に関することの3つの部会を設けています。

＜学びづくり部会の取組＞

○学習習慣の定着へ向けて小中一貫教育系統表の作成、家庭学習の手引き、啓発用クリアファイルの作成、Yorisho夏寺子屋の実施等に取り組んでいます。

＜心と体づくり部会の取組＞

○「認めて ほめて 励ます」運動として、子どもの「キラリ」を見つけ「キラリ★タワー」への掲示による自己肯定感の向上を図る取組や、中学生のソーシャルスキルトレーニング、基本的生活習慣の定着や保護者の「子どもの良いところを見つけ」寄島学園通信（年3回）の発行等の活動を行っています。



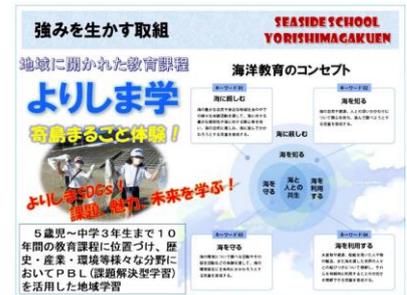
＜絆づくり部会の取組＞

○学校支援ボランティアの力を生かす「よりしま学ゲストティーチャー」の促進と学校支援ボランティア一覧表の作成、体験活動・交流活動の充実、小学生・中学生の園児との交流、中学生ボランティアの育成、「よりしま学」の開発（校内研究部とともに）等に取り組んでいます。さらに、のぼり旗の作成、寄島学園コミュニティ・スクール通信による発信を行っています。

【よりしま学の取組】

令和2年度から、寄島の魅力「海」をテーマに、保育園・子ども園も含めて小学校1年生～中学校3年生までの生活科、総合的な学習を核にして寄島の魅力や課題を探り、ふるさとに誇りをもつ子どもの育成を目指した「よりしま学」に取り組んでいます。

作成に当たっては、小中学校教職員がフィールドワークをして地域素材をカリキュラムシートに落とし込み、そのシートをもとに、教員、PTA役員、地域住民、中学生、岡山大学生40～50名でのワークショップで改善したシートを学校運営協議会で協議してカリキュラムシートや各学年のストーリーシート、「よりしま学」指導計画を作成しました。



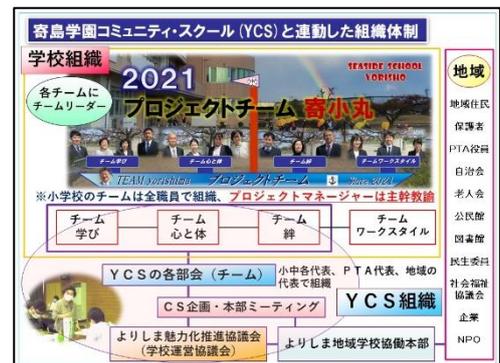
＜よりしま魅力化推進協議会の成果と方向性＞

【成果】

- ①チームワークスタイルやCSの取組により、学校支援ボランティアが関わることで、教員は児童全体に目が行き届きます。また「よりしま学」においての引率や現地での学習サポート、「Yorisho 夏寺子屋」での地域・保護者・中学生ボランティア（赤ペン先生）の活動により、効率的な学習活動となり、教員の負担感の軽減や子どもと向き合う時間の確保につながるとともに、児童は落ち着きを保ち、結果として生徒指導上の課題が解決されれば、負担感の軽減につながるものと考えます。
- ②学校支援ボランティアの方々のサポートや専門的知識の伝達は、児童の学習意欲を高め、子どもの社会性やコミュニケーション力の育成、心の落ち着きにもつながります。こうして、ナナメの関係である中学生や地域の良き大人が児童に関わることで、サポートを受けた児童は、中学生になった時ボランティアとして小学校の活動に関わろうとします。さらに大人になったときは、次世代の子どもたちのために関わろうとするのではないかと思います。学びの循環が地域の中に生まれます。
- ③協議会や部会の中で地域の方々と協議をしたり、様々な世代の方々と熟議をしたりすることで、教職員には「地域との連携協働」に対する意識が高まります。また、子どもと地域住民、教職員と地域住民、地域住民同士の間関係の構築につながり、子どもをサポートする体制へと発展します。

【今後の方向性】

- 教育活動としては、多様な他者との交流活動や体験活動の充実、「よりしま学」での学び、家庭教育への仕掛け・啓発など、学びの基礎基本の定着や、自己肯定感・自己有用感の向上につながる取組を、進めていかなければならないと考えています。
- 組織運営に関しては、形式的な会議とならないために、関係者の目的意識や当事者意識の向上が図られ、課題解決へ向けての会議運営となるよう企画の段階で検討する必要があります。そのためには、組織運営上の課題解決も含め、学校組織とCS組織の一体化による新たなアイデアを加えながら地域とともにあるチーム学校づくりに取り組みたいと考えています。



課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組
 <大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会>

～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～

<学校運営協議会のこれまでの取組の概要>

別府市立石垣小学校学校運営協議会は平成 26 年度と平成 27 年度は準備期間として委員の選考、教職員の意識調査、コミュニティ・スクールとして目指す方向性等について下記の3つのグループで協議を行い、平成 28 年度に学校運営協議会制度を導入しました。

「すき間支援応援隊」

：教職員だけでは困難な「教育活動のすき間」を地域住民が支援する地域づくりを進める。

「子どもの学びづくり応援隊」

：学校内外の教育活動で、子どもの学びに大人が関わっていく取組を進める。

「協育の石垣推進隊」

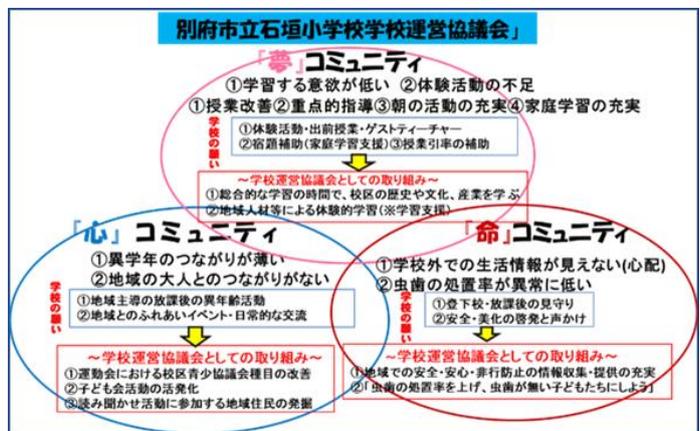
：学校・保護者・地域住民のネットワークづくりを通じた子育ての地域づくりを進める。

平成 28 年度の導入によって学校運営協議会委員の委嘱を行うなどして本格的な取組を始めました。具体的には、委員長等と学校関係者による「企画委員会」で基本的に事項を協議して、年間6回の運営協議会を開催します。毎年第1回は委員研修を行い、運営協議会の役割を確認します。その他、授業参観、個別の教育活動の検討、年1回の教職員との情報交換、学力向上会議と学校関係者評価、年間活動の振り返りと次年度の学校運営の骨子の協議を行います。

なお、別府市ではコーディネーターは公民館職員が兼務し、域内の1中学校と2小学校を担当していますが、学校の要望によって公民館活動を行っている地域住民の方々への学校支援活動の募集をおこなう役割を担っていますので、学校運営協議会での協議事項は、必要に応じてコーディネーターに伝える仕組みになっています。

<教職員のゆとりと充実による学校運営のために！>

石垣小学校の教職員は、学校教育に求められている「地域とともにある学校づくり」や「現在の課題であるコロナへの対応」等の多くの課題に対応しながら教育活動を行っています。将来の子どもの活躍は、家庭や地域にとってとても大切なことであり、先生方・地域の方々・保護者の皆さんが、将来の子どもの姿を夢見ながら、「今の石垣小学校の充実した教育活動」について先生方と話しながら、協力して子どもを育てていくための熟議を行いました。



「社会に開かれた教育課程」（教科・道徳・特別活動・総合的な学習、補充活動・学習環境づくり）の3つめの柱である地域との協働活動プログラムを検討しました。また、教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じずに、社会と共有・連携しながら実現させることを目指した「地域に開かれた教育課程」のために、学校で行う「地域に開かれた教育課程」については38カルテ、公民館や地域で行う11のカルテを作成しました。

- ①教職員と一体となった「地域に開かれた教育課程」の検討
- ②地域住民の参加と関係団体・組織との協働<PTAの役割の確認>
- ③学校運営協議会（合議体）の役割を共有<出来る人が、出来る時に、出来ることを>

＜「地域に開かれた教育課程」の作成の取組＞

前記の取組によって、学校で行う「地域に開かれた教育課程」については今後も充実・拡大することとしており、学校運営協議会の企画やコーディネートによる下記の具体的な活動を紹介しますが、ボランティアの方には「4つの心がけ」と「4つの心得」を伝えています。

1. 朝先生→対象学年 1年生・2年生

担任が教室を空ける朝の時間に子どもたちの見守りボランティアがいてくれると安心であるという希望を受け平成29年度から実施しました。

2. 夏休みステップアップ学習支援ボランティア→対象学年4・5・6年生

児童の個々のつまずきを早期に解消するため、学校が夏季休業中に実施する「学力向上ステップアップ講座」へのボランティア募集の呼びかけや運営への参画することとしました。

3. 「おもしろ算数教室」学習支援ボランティア →対象学年 3年生

「算数体感プリント集」（非売品）を活用して、切ったり貼ったり、長さを図ったり等の算数的活動を通して算数に興味関心をもたせる学習活動を始めました。

4. 読み聞かせ・読書活動（読みきかせサークルと協働）→対象学年全学年

○毎週水曜日にローテーションでの読み聞かせ活動を行っています。

○6年生を対象に「卒業前の読み聞かせ集会」を3月卒業式前に行っています。

5. 地域に開かれた教育課程への取組としての外部人材の活用→対象学年全学年

○特別授業として、企業の招聘（武田製薬・全日空・カルビースナックスクール等）や外国の子ども達との交流（R元：香港小学生との文化交流会）を企画・運営しました。

○継続的な活動として、地域企業への社会見学（豊豫物産・地獄巡り等）や、地域住民との交流（火おこし体験、魚焼き体験等）等の学習支援ボランティアのコーディネートをしています。

＜学校運営協議会の関わりによる成果と今後の方向性＞

【成果】

「地域とともにある学校づくり」を目指しての取組による関係者の意見や現状を紹介します。

＜教職員＞

- ・「朝先生」がいてくれたので、安心して職員朝会に出ることができました。（1年生担任）
- ・地域でも、子どもたちと「朝先生」やボランティアさんとの挨拶・交流が見られてほほえましい思いです。
- ・校区内の見学場所探しや支援ボランティアさんの手配等をしてくれて助かります。
- ・年間1回ですが、運営協議会の委員さんと懇談できて、身近になった気がします。
- ・カルテを活用できることでゆとりが出来ます。

＜保護者（PTA）＞

- ・学校運営協議会でここまで協議して取り組んでいただいていることを初めて知りました。

＜自治会関係者＞

- ・自治会としては依頼があれば取り組みますので今後も協力したいと思います。

【今後の方向性】

令和3年6月の千葉県での死傷者を出した悲惨な交通事故による通学路の再点検においても、本校では、急遽、地域の自治会やPTAの取組による通学路の点検活動を行いました。今後は、地域の組織団体、機関等との地域ぐるみの日常的なネットワークを広げていく必要があります。そのために必要な「公的なコーディネーター」の配置を行政にお願いしつつ、教職員がゆとりを持って子どもに向かい合える教育活動が出来るよう、地域社会へ発信していきたいと思っています。



課題④ コロナ禍の中での学校運営協議会の取組

＜神奈川県厚木市立鳶尾小学校学校運営協議会＞

～学校運営協議会と学校の意識の共有によるコロナ禍への対応～

＜厚木市における学校運営協議会制度のこれまでの取組の概要＞

厚木市では、平成 26 年度からモデル校 3 校にコミュニティ・スクールを導入し、平成 30 年 6 月に全市立小・中学校 36 校に導入が完了し、地域とともにある学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長と健やかな育ちを支えています。

新型コロナウイルス感染症への学校の対応として、教員による毎日の清掃・消毒を行っていましたが、教員の負担を減らすため、学校運営協議会や P T A 本部、学校の呼び掛けに 応じた保護者や地域住民による清掃・消毒活動が厚木市の全市立小学校 23 校の半数以上において始まりました。多くの場合、全児童が帰った放課後に実施しており、作業の参加者は P T A の保護者や地域住民などが行っています。

鳶尾小学校では、学校運営協議会のメンバーが地域の皆様に声をかけて編成した「おそうじサポートボランティア」が、2 学期の清掃作業を担ってくれました。

＜学校運営協議会の取組の概要＞

学校運営協議会委員構成表（会長 1 名、副会長 3 名、委員 15 名）

役 職	属 性	備 考（出身組織・機関等）
会 長*	学識経験者	前公民館長・元公立小学校長・とびお塾講師
副会長*	地域住民	放課後こども教室サブコーディネーター・とびお塾講師
副会長*	保護者代表	P T A 会長
副会長*	地域住民	学区自治会長
委 員	地域住民 (7)	とびお塾講師、児童館運営委員長、青少年指導員（元 P T A 会長）、青少年健全育成会副会長、地域ボランティア団体理事、民生委員（*） 栽培体験協力者
委 員	保護者代表	前 P T A 会長
委 員	学識経験者	J A 職員
委 員*	教職員(6)	校長、教頭、総括教諭（4）

（表中*はおそうじサポートボランティア担当）

＜ポイント：「共有」「熟議」「協働」の実現！＞

本校では、学校運営協議会で教員の負担軽減という課題を「共有」し、「熟議」した結果、コロナ禍の学校対応として教員による毎日の清掃・消毒が加わったことを校長が学校運営協議会に説明したところ、教員の負担が増している現状を共有して、学校運営協議会がサポートして取り組みました。地域住民のネットワークを持つ委員が多いことが特色であり、結果として 92 人の賛同者によって、ローテーションで毎日 13～14 人による作業を行いました。

＜コロナ禍における学校運営協議会の取組＞～おそうじサポートボランティアの活動～ ＜経緯＞

学校運営協議会長からのお声掛けにより、「おそうじサポートボランティア」が発足しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため清掃指導を中止した期間、地域の方々のお力添えをいただきながら校内の清掃をすることができました。

＜活動期間＞

令和 2 年 8 月 24 日（月）～12 月 21 日（月）

＜ボランティア参加人数＞

92 名（自治会関係 35 名、保護者 28 名、老人会関係 14 名、その他 15 名）

<活動内容>

- 学校は、毎月のボランティア参加希望日程表を、学校運営協議員、自治会長、地域協力者へお渡しして取りまとめをお願いし、運営協議会のメンバーが各所属団体にボランティアへの参加を呼びかけてくれました。
- 各団体で参加希望票を個々に配付・回収して、参加可能な日程を学校に知らせていただきました。
- 学校は、1日平均14名が参加いただけるよう日程調整を行い、各ボランティアさんにお伝えし、担当清掃場所を教職員とともに清掃活動をしました。

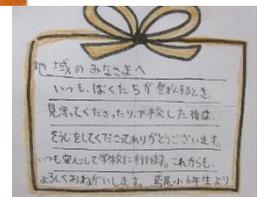
1階（廊下 西水道 東水道）
2階（廊下 西水道 中央水道）
3階（廊下 西水道 東水道 中央水道）



地域住民は分担して廊下や階段、手洗い場などを清掃(上)教員は教室内の消毒作業などを担当(下)

<ボランティア活動の終了>

3学期から清掃活動は児童が行うことになり、ボランティア活動は終了しました。その際、児童からの感謝の言葉をクリスマスカードにして伝えました。



<学校運営協議会を核とした取組の成果と今後の方向性>

【成果】

<教職員の声>

- ・自分の教室を清掃、消毒してからのトイレ、水道、廊下、階段そうじは、正直大変だった。おそうじサポートボランティアさんのおかげで、教材研究など子どもたちへの時間が増えた。
- ・おそうじサポートボランティアさんの笑顔に救われる気持ちでした。こんな風に学校にお力を貸していただけるものなんだと感動した。
- ・地域の方々顔見知りになれて、学校は地域が支えているのだと実感できた。
- ・ボランティアの方々丁寧に清掃してくださり、手洗い場や廊下、昇降口が以前よりもきれいになりました。毎日あいさつやお話をしながら一緒に清掃できることが楽しみでした。

<ボランティア参加者の声>

- ・昔、子どもがお世話になっていたけど、それ以降、ずっと足が遠のいていました。このチャンスがあって、また小学校に関われて嬉しいです。
- ・ずっと家に居るより、予定があると、その時間には外に出るので張り合いになって良いです。
- ・初めころは、先生方の挨拶も固い感じでしたが、回を重ねるうちに顔見知りになり、気持ちよく声を掛けてくださるようになりました。
- ・子ども達が帰りがけに、「ありがとうございます。」と言ってきて、嬉しかったです。
- ・おそうじに来た時に畑の草が気になりました。よかったら草むしりをやりますよ。

【今後の方向性】

おそうじサポートボランティアの活動期間は短かったですが、地域の皆様の力により教職員の負担が軽くなったことが大きな成果と言えます。また、地域の皆様にとって学校がより身近な存在になったことも大きな成果と思っています。今後も「地域とともにある学校」として情報発信に努めるとともに、最近発生頻度が高くなった地震を念頭に、地域防災と学校の関わりについて学校運営協議会の皆様と取り組んでいく予定です。

課題⑤ コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化
 <大分県別府市教育部社会教育課>

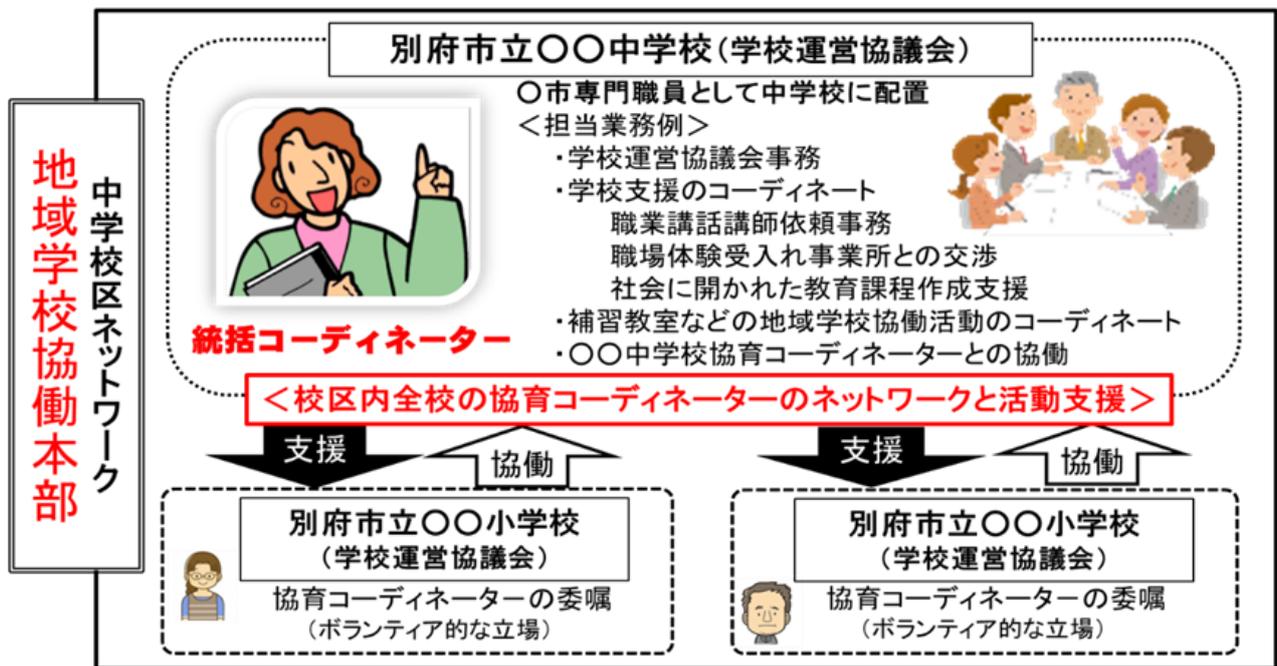
～令和2年度からの「別府市教育魅力化事業(モデル事業)」の取組～

<学校運営協議会制度と地域学校協働本部のこれまでの取組の概要>

- <平成 19 年度>文科省「学校支援を通じた地域に連帯形成のための特別調査研究」を受託して、別府市地域協育プロジェクト会議を設置し、南小学校・浜脇中学校の2校区をモデル校に指定して学校支援コーディネーターを配置しました。
- <平成 20・21・22 年度>文科省「学校支援地域本部事業」受託して、大平山小学校・南小学校・浜脇中学校の3校区で実施しました。
- <平成 23 年度～>「地域教育力活性化事業」開始して、市内6公立公民館に、職員をコーディネーターとして配置し、放課後子ども教室及び学校支援活動を行う取組を始めました。
- <平成 25・26 年度>文科省事業「コミュニティ・スクール導入に関する実践研究」を受託して、4小学校・3中学校の計7校にコミュニティ・スクール推進委員会を設置し、学校運営協議会制度の導入に向けた方向性を検討し、学力向上会議や学校評価委員会等の既存組織と学校運営協議会との一本化を図りました。
- <平成 27 年度～平成 28 年度>全ての市立小中学校に学校運営協議会制度を導入しました。

<コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化の概要>

別府市教育魅力化事業(モデル事業)



令和2年3月に別府市社会教育委員の会から「子どもと大人が共に学び合い地域をつくる地域学校協働活動の活性化にむけて」と題して、地域学校協働活動の調査研究報告を受けました。その柱は「学校・家庭・地域のそれぞれが子どものために！と想いながら取り組んでいる活動のベクトルを一つの方向に合わせ集中していくこと」と「コーディネーターの役割と配置」であり、この報告を有効に活用することとしました。具体的には、別府市が取り組んでいる「地域教育力活性化事業」を推進するため、令和2年度から教育魅力化事業のモデル事業として一中学校区に統括コーディネーターを配置し、また、中学校区の各小中学校に協育コーディネーターを配置しました。今後も拡大して、地域と学校の課題解決を協働して取り組むこととしています。

＜コーディネーターの活動・職務＞

＜統括コーディネーターの職務＞

中学校に配置された統括コーディネーターは以下の職務を行うこととしています。

- ①学校運営協議会委員に任命されます。
- ②各小中学校に配置した協育コーディネーター（順次、拡大する予定）を統括し、協育コーディネーターの連絡調整を行います。
- ③地域と学校の協働活動の支援の拡大と広域的なネットワーク化の中核的な役割を担います。
- ④当該中学校のコーディネーターと協働して、日常的な協働活動のコーディネートを行います。
- ⑤地域学校協働本部の事務処理・経費処理を行います。

＜コーディネーターの職務＞

- ①学校や地域住民、企業団体等との関係性の構築、連絡調整などを行い、子どもを核としたコミュニティづくりへのネットワークの構築を行います。
- ②学校運営協議会に参加し、地域住民同士や地域住民と教職員を繋ぐ地域学校協働活動の推進、スクールサポートスタッフ（教員補助）の活動を通して教員との関係づくりを行います。
- ③地域や学校の実情に応じた学校の教育課題に対応した地域学校協働活動の企画立案と、公民館事業との連携による地域ボランティアや学校教育活動に必要な人材の募集・確保を行います。
- ④家庭教育学級等、保護者の学習機会づくりや家庭教育支援を行います。

＜コーディネーターの活動支援と資質向上＞

- ①協働支援員（コーディネーター）を地域学校協働活動推進員に委嘱します。
- ②月1回程度のコーディネーター同士の情報交換と研修活動を行います。

＜「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の成果と今後の方向性＞

【初年次（R2年度）の成果】

- 統括コーディネーターが校区内の様々な関係者とつながり、ネットワーク再構築の基礎を築けたこと、中学校においての新たな地域学校協働活動（新たな協働活動案が創発）が始動するなどによって地域学校協働活動推進に必要なことが明らかになりました。

【初年次（R2年度）の課題から見える今後の方向性】

- 学校運営協議会や地域学校協働本部の役割に関する教職員の理解を得ることや、学校運営協議会での熟議（夢と課題の共有）を促進する必要があります。
- 統括コーディネーターや地域学校協働活動推進員の役割の明確化と活用の拡大を進める必要があります。

※2年次（R3年度）の新たな取組

統括コーディネーターが所属する中部中学校地域学校協働本部が中心となって、同校学校運営協議会長をリーダーとして「中部子ども応援プロジェクト」を立ち上げ、キャリア教育支援や、希望する3年生が対象の放課後学習教室、不登校傾向の生徒が過ごせる登校支援ルームの運営、校内環境の整備など、多忙な教員に代わって地域住民が応援する取組を始めました。



※大分合同新聞（2020.10.20 朝刊）



※コーディネーター研修会



※コーディネーターの情報交換

NPO法人大分県協育アドバイザーネットの概要

小さな小石でも、水面に投じると「波紋」が広がるように、私たちの「協育」の活動が地域に広がっていくことを目指しています

当NPO法人は、大分大学高等教育開発センター主催の『「協育」アドバイザー養成講座』の受講生有志が、2011年（平成23年）9月にNPO法人として設立しました。目的は「会員が繋がる」「各会員の活動が地域と繋がる」ことによって、会員の活動が充実していくことを目指し、地域の「教育の協働」の活動と繋がっていく取組を進めています。地域が子どもに関わることをとおして、大人社会の再構築の推進も願って「教育の協働（協育）」を推進する一翼を担うために以下の3つ事業を中核として実施しています。

事業1. 人材育成研修事業

事業2. モデル的・先導的事業

事業3. 「一人1情報の発信運動」の推進事業



2022年（令和4年）2月編集

「学校と地域の新たな協働（協育）」資料集の概要編

事業名：地域とともにある学校づくりの推進

補助金事業者：公益財団法人おおいた共創基金

事業実施者：NPO法人大分県協育アドバイザーネット